

入 札 説 明 書

「信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修設計業務」に係る入札公告（設計・コンサルティング業務）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年4月4日（金）

2 国立大学法人信州大学
契約担当役
理 事 安彦 広齊

3 業務概要等

- (1) 業 務 名 信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修設計業務
- (2) 履行場所 長野県松本市旭3-1-1（信州大学松本キャンパス構内）
- (3) 業務内容 別冊仕様書及び別冊図面のとおり。
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和7年8月29日（金）
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を国立大学法人信州大学契約担当役理事に対し、下記6（1）①に掲げる日までに信州大学環境施設部環境企画課へ提出して行うものとする。
- (6) 本業務は、「担当予定技術者の経験及び能力」、「業務の実施方針」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する業務である。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「担当予定技術者の経験及び能力」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成22年度以降に、元請けとして設計完了した次の基準を満たす業務の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
同種業務：校舎・大学研究施設・病院における鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の延べ面積 2, 100 m²以上の新営又は全面改修の建築に関する実施設計の実績を有すること。
類似業務：校舎・研究施設・病院・庁舎における鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の延べ面積 1, 500 m²以上の新営又は全面改修の建築に関する実施設計の実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者であること。また、上記（5）に掲げるものと同様の業務実績を有する者であること。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当す

る者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他

その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、「担当予定技術者の経験及び能力」、「業務の実施方針」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札者の入札価格の得点を「価格評価点」とし、当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点を「技術評価点」とする。入札価格が予定価格の制限の範囲内で、(3)①によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の得点配分の割合

価格評価点と技術評価点の割合

価格評価点 : 技術評価点 = 1 : 1

(3) 評価値の算出方法

① 評価値

評価値とは、総合評価の方法によって得られる数値であり、価格評価点に技術評価点を加えて得た数値である。

(算出方法：加算方式)

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

② 価格評価点

価格評価点は、配分点を60点と設定し、次のとおり算出する。

価格評価点 = (価格評価点配分点 (= 60点)) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

③ 技術評価点

技術評価点は、満点を60点と設定し、次のとおり算出する。

技術評価点 = (技術評価点配分点 (= 60点)) × $\frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$

(4) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

① 担当予定技術者の経験及び能力

専門分野の技術者資格、同種又は類似業務の実績、業務成績

項目	細目	評価基準	満点
① 担当予定技術者の経験及び能力	資格 専門分野の技術者資格 ①主任技術者(意匠) ②主任技術者(構造) ③主任技術者(電気) ④主任技術者(機械)	各担当分野の主任技術者について、保有資格について評価する。 評価点 = (技術者資格係数 × 実務経過年数) の合計 ÷ 当該技術者数 (※実務経過年数は、最大10年とする。)	9
		(技術者資格係数) ①1 : 一級建築士、建築設備士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、技術士 ②0.5 : その他の資格 ③0 : 他の設計事務所所属 評価点 10.0以上 9点 評価点 8.0以上10.0未満 7点 評価点 6.0以上8.0未満 5点 評価点 4.0以上6.0未満 3点 評価点 2.0以上4.0未満 1点 評価点 2.0未満 0点	
	技術力 同種又は類似業務の実績 ①管理技術者 ②主任技術者(意匠) ③主任技術者(構造) ④主任技術者(電気) ⑤主任技術者(機械)	平成22年度以降に履行が完了した業務の同種又は類似業務の実績(実績の有無、携わった立場)	9
		評価点 = (管理技術者の同種・類似業務係数 × 管理技術者の点数) + (各主任技術者の同種・類似業務係数 × 各主任技術者の点数) ÷ 当該技術者数 以下の順で評価する。 <同種・類似業務係数> ①2 : 同種業務の実績あり。 ②1 : 類似業務の実績あり。 ③0 : 欠格 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。	
		(管理技術者の場合) ①2点 : 管理技術者 ②1点 : 主任技術者 ③0.5点 : 担当技術者	
		(主任技術者の場合) ①1点 : 主任技術者又はこれに準ずる立場 ②0.5点 担当技術者	

			評価点 3.0以上 9点 評価点 2.5以上3.0未満 7点 評価点 2.0以上2.5未満 5点 評価点 1.5以上2.0未満 3点 評価点 1.0以上1.5未満 1点 評価点 1.0未満 0点	
		業務成績 ①管理技術者 ②主任技術者(意匠) ③主任技術者(構造) ④主任技術者(電気) ⑤主任技術者(機械) ※監理業務等、業務成績をつけていない場合は評価項目から除く	令和3年度以降に履行が完了した文部科学省、独立行政法人及び国立大学法人等発注の建築設計業務の業務成績の平均 評価点＝(業務成績係数×携わった立場の点数)÷当該技術者の合計件数	8
			業務成績は、下記の順で評価する。 <業務成績係数> ①4：80点以上 ②3：75点以上80点未満 ③2：70点以上75点未満 ④1：65点以上70点未満 ⑤欠格：65点未満 ⑥0：実績なし 上記に加え、下記の順で評価する。	
			(携わった立場) ①2点：管理技術者又はこれに準ずる立場 ②1点：主任技術者又はこれに準ずる立場 ③0.5点：担当技術者又はこれに準ずる立場	
			評価点 5.0以上 8点 評価点 4.0以上5.0未満 6点 評価点 3.0以上4.0未満 4点 評価点 2.0以上3.0未満 2点 評価点 1.0以上2.0未満 1点 評価点 0.0以上1.0未満 0点 評価点 0未満(減点) -2点	

② 業務の実施方針

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針

②業務の実施方針	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続きの理解が高く、積極性が見られる場合には優位に評価する。 優：極めて良好 16点 良＋：良好 12点 良：普通 8点 良－：やや不十分 4点 可：不十分 0点	16
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	16

		優：極めて高い 16点 良＋：高い 12点 良：普通 8点 良－：やや低い 4点 可：低い 0点	
--	--	--	--

③ 企業の信頼性・社会性

ワーク・ライフ・バランス等の推進

③ 企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無	2
		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る))、プラチナえるぼし又は一般事業主行計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	
		実績あり 2点 実績なし 0点	

	技術評価点	60
--	-------	----

※ 「同種又は類似業務」とは、上記４（５）に掲げる業務である。

6 担当部局

〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号
国立大学法人信州大学環境施設部環境企画課
電話：0263-337-2149

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる場所に従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４（２）の認定を受けていない者も次に掲げる場所に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４（１）及び（３）から（１０）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和７年４月４日（金）から令和７年４月１４日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日の８時３０分から１７時００分まで（ただし、最終日は１５時００分まで。）。
- ② 提出先：上記６に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る

ものに限る。提出期限内必着。)により行うものとする。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。

(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)

電子入札における申請書の受付表は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書は、別紙様式2により作成すること。紙により申請書を提出する場合については、別紙様式1及び別紙様式2により作成し、押印すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い、作成すること。

なお、①担当予定技術者の経験及び能力については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了しているものに限り記載すること。

① 担当予定技術者の経験及び能力

i) 担当予定技術者の専門分野の資格(別紙様式3)

各担当分野の主任技術者について、保有資格について記載すること。なお、当該業務を行うにあたり関連する資格を「一級建築士」を優先して記入すること。

また、併せて担当予定技術者の資格を有することが確認できる資料(資格者証等の写し、定期講習修了証の写し)、業務を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料(健康保険被保険者証等の写し)を提出すること。

※建築(意匠)、建築(構造)、電気設備、機械設備の担当者分野毎に作成すること。

ii) 担当予定技術者の同種又は類似業務の実績(別紙様式3)

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の実績及び上記5

(4)表中「同種又は類似業務の実績」に掲げる内容を判断できる同種又は類似業務を記入すること。同種又は類似業務の実績の件数は1件でよい。なお、申請時に担当予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種又は類似業務の実績を記載することもできるが、その場合、各担当予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記5

(4)表中「①担当予定技術者の経験及び能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。

また、併せて同種又は類似業務の実績として記載した業務の内容が判断できる資料(契約書、平面図等の写し等)を提出すること。ただし、当該業務が、一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」に登録されている場合は、PUBDISの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した業務の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

iii) 協力設計事務所(別紙様式4)

協力設計事務所がある場合には、記載すること。複数ある場合には、別々に記入すること。

iv) 技術者名一覧(別紙様式5)

各主任技術者の中から、管理技術者(ただし、協力設計事務所の技術者を除く。)を選任すること。また、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。

iii) 担当予定技術者の業務成績(別紙様式6)

担当予定技術者が、令和3年度以降に履行が完了した文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等(別表1)が発注した当該業務の業務成績の各年度の携わった立場別の合計の件数及び得点別の携わった立場別の合計点を記載すること。また、協力設計事務所の担当予定技術者についても、同様に記載すること。併せて、記載した設計業務成績評定通知書の写し及びPUBDIS等で携わった立場が分かる資料の写しを提出すること。

※携わった立場が確認できない場合は、加点の対象外とする。

② 業務の実施方針

- i) 業務の実施方針(別紙様式7)は、業務の実施に当たっての方針(コンセプト)あるいは業務の内容について提案等、業務の実施に当たっての取組体制、技術者チームの特徴、特に重視する分野毎の設計上の配慮事項について記載することなどを、A4用紙2枚の範囲内で記述すること。

- ii) 業務の実施方針には、文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図並びにエスキス及びスケッチを記載又は貼付することができる。ただし、具体的な設計図、模型(模型写真を含む。)及び透視図等を記載又は貼付することはできない。

② 企業の信頼性・社会性

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況(別紙様式8)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)、次世代教育支援対策推進法(次世代法)、青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用推進法)に基づく認定

等（えるぼし認定（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）又は内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、申請書提出時点において認定等の期間中であること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年4月22日（火）までに、電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。
- (5) その他
- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に対する問い合わせ先は、上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和7年4月30日（水）17時00分
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和7年5月9日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期限：令和7年4月4日（金）から令和7年4月22日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日の8時30分から17時00分まで（ただし、最終日は9時00分まで。）。)
 - ② 提出先：上記6に同じ。
 - ③ 提出方法：メール(W o r dデータ)により行うものとする。
なお、メールによる提出が困難な場合は、書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおりホームページ
(URL: http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/organization/headquarters/facilities_section/)
により閲覧に供する。
期間：令和7年4月24日（木）～令和7年5月1日（木）

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和7年4月25日（金）から令和7年5月1日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は15時00分まで。）。)
- (2) 入札場所：〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号
国立大学法人信州大学環境施設部環境企画課（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和7年5月2日（金）14時00分
- (4) 開札場所：国立大学法人信州大学本部管理棟環境施設部会議室（4階）（電子入札システム）
- (5) そ の 他：紙入札による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役の承諾を得て紙入札を行う場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参することとし、電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減じた金額を、非課税対象額についてはそのままとし課税対象額と合算した金額を、入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

12 入札金額内訳書の提出

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。入札書に内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、「項目、数量、単価、金額」等を明らかにすること。また、内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに業務名を記載し、ファイル形式は以下によること。
- ・ Microsoft Word
 - ・ Microsoft Excel
 - ・ PDF ファイル

なお、ファイルは、電子入札システムが指定する容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく容量以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った内訳書を提出しなければならない。提出した内訳書について契約担当者又は契約担当役（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、内訳書が、次の表各項に該当する場合については、競争参加者心得第3第2第12号に該当する入札として、原則として当該内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の業務の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の業務の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該業務において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、内訳書は表封筒と入札書を入

れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

- (5)内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

- (1) 契約事務取扱規程第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規程第27条第2項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規程第27条第3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

16 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

17 配置予定管理技術者の確認

落札者決定後、配置予定の管理技術者の違反事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置管理技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定管理技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

請負代金（前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

20 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議

を行う。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

22 手続における交渉の有無

無

23 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

24 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (7) 申請書及び資料の提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、申請書及び資料に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ①システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
 - ②ICカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているICカードの認証機関ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程第27条第2項に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同規程第27条第3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	-
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、契約事務取扱規程第27条の規定に基づき調査を実施する。
- 3 低入札価格調査においては、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	独立行政法人教員研修センター
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
特殊法人日本私立学校振興・共済事業団	公立学校共済組合
放送大学学園	文部科学省共済組合

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した設計業務の実績についても含みます。